

協議 2

公共ライドシェア（自家用有償旅客運送事業）について

1 概要

国際教養大学の学生により設立された一般社団法人 R i d e o n より、公共ライドシェアを導入したいと申出があり、本市としても交通空白を補完する交通体系であることから協議するものです。

なお、本件は、前回（令和 7 年 5 月 2 8 日開催第 4 3 回）の協議で継続審議となったことから、内容を整理し改めて協議するものです。

2 運行内容（案）※詳細は協議資料 2－1 のとおり

(1) 運送主体の名称、代表者の氏名

名 称 一般社団法人 R i d e o n

(2) 事業実施地区の状況

以下のとおり既存の交通手段では移動のニーズが満たせず、移動の機会が制限されているほか、許容可能な時間内に公共交通機関を利用できない状況にあるため、空白地に該当するものと考えている。

- ・最寄駅である和田駅に接続するバス路線が朝夕各 1 便に減便している。
- ・タクシーを利用する場合にも、配車に時間がかかるため即時性のある移動が困難。

(3) 運行形態（協議資料 2－2 参照）

区域型運行とし、運送区域を以下のとおりとする。

また、出発地または到着地が運送区域に限定される片足主義で実施する。

- ・秋田市雄和椿川字奥椿岱の一部（国際教養大学）
- ・秋田市雄和椿川字石坂上の一部および河辺戸島本町の一部
（大学周辺のシェアハウス）

(4) 旅客から収受する対価（１人あたり）

距離	運送の対価
0～7km未満	1 8 0 円
7～8km未満	2 2 5 円
8～9km未満	2 7 0 円
9～10km未満	3 1 5 円
10～11km未満	3 6 0 円
11～12km未満	4 0 5 円
12～13km未満	4 5 0 円
13～20km未満	5 0 0 円
20～21km未満	6 5 0 円
以後 1 km ごとに	1 5 0 円加算

※基本料金に加え、深夜帯割増を設定し、割増率は２割とする。

(5) 運送しようとする旅客の範囲

秋田市雄和椿川字奥椿岱、雄和椿川字石坂上および河辺戸島字本町の
住民

公共ライドシェア申請概要

一般社団法人Rideon

我々のサービスの目的

我々の団体は、既存の交通サービスのみでは移動のニーズが満たせず移動の機会を制限されている方々に対して、自家用車の乗合マッチングサービスによる公共ライドシェアという新たな交通手段を提供することを第一義的な目標としております。さらに、そうした方々が本事業を利用することで1回の移動あたりの環境負荷を低減することも、副次的な目標としています。

自家用有償旅客運送の登録要件

前提として、我々は交通空白地有償運送制度への登録を目指しております。

1. 事業実施地区の状況

我々が事業を実施しようとする地区において、特に学生の移動需要に対し次のとおり交通手段が不足しており、許容可能な時間内に公共交通機関を利用できない状況にあるため、空白地に該当すると考えています。

- 最寄駅であるJR和田駅に接続するバス路線が朝夕各一便に減便している。
- タクシーは学生の利用する移動手段として一般的でなく、また配車に時間がかかるため、即時性のある移動が困難である。

2. 運行形態

本事業は区域型運行とし、指定する区域を以下の範囲に設定します。

- 雄和椿川字奥椿岱の一部(国際教養大学)
- 雄和椿川字石坂上の一部、河辺戸島本町の一部(大学周辺のシェアハウス)

出発地または到着地がこれらの地域に限定される片足主義を徹底します。

3. 旅客の範囲

- 秋田市雄和椿川字奥椿岱、雄和椿川字石坂上、河辺戸島本町に居住する住民

4. 使用する自動車

学生・教職員が所有する自動車を登録し、運行に使用する予定です。これらの車両の使用権限は弊団体が持つ形をとります。

5. 運行管理・整備管理の体制

- 運行管理:乗車定員11人未満の自動車が5台以上となるため、要件c(道路交通法施行規則9条の9第1項)を満たした運行管理責任者を選任します。

道路交通法施行規則9条の9第1項

一 二十歳(副安全運転管理者が置かれることとなる場合にあつては、三十歳)以上の者であること。

二 自動車の運転の管理に関し二年(自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了した者にあつては、一年)以上実務の経験を有する者又は自動車の運転の管理に関しこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ 法第七十四条の三第六項の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過していない者

ロ 法第百十七条、法第百十七条の二、法第百十七条の二の二(第一項第七号及び第九号を除く。)、法第百十七条の三の二、法第百十八条第二項第三号若しくは第四号、法第百十九条第二項第四号若しくは第五号又は法第百十九条の二の四第二項の違反行為をした日から二年を経過していない者

- 安全な運転のための確認:
 - 疾病の有無を運送前に確認します。
 - 運転前の疲労や酒気帯びの有無、運転後の酒気帯びの有無について、アルコールチェッカーを使用して確認し、運行管理責任者がIT機器等を使用してその都度確認します。
- 整備管理:団体内で整備管理者を選任します。

6. 運転者の資格要件

- 我々のサービスにおける運転者には大臣認定講習を受講させ、適切な運行を確保します。

7. 旅客から収受する対価

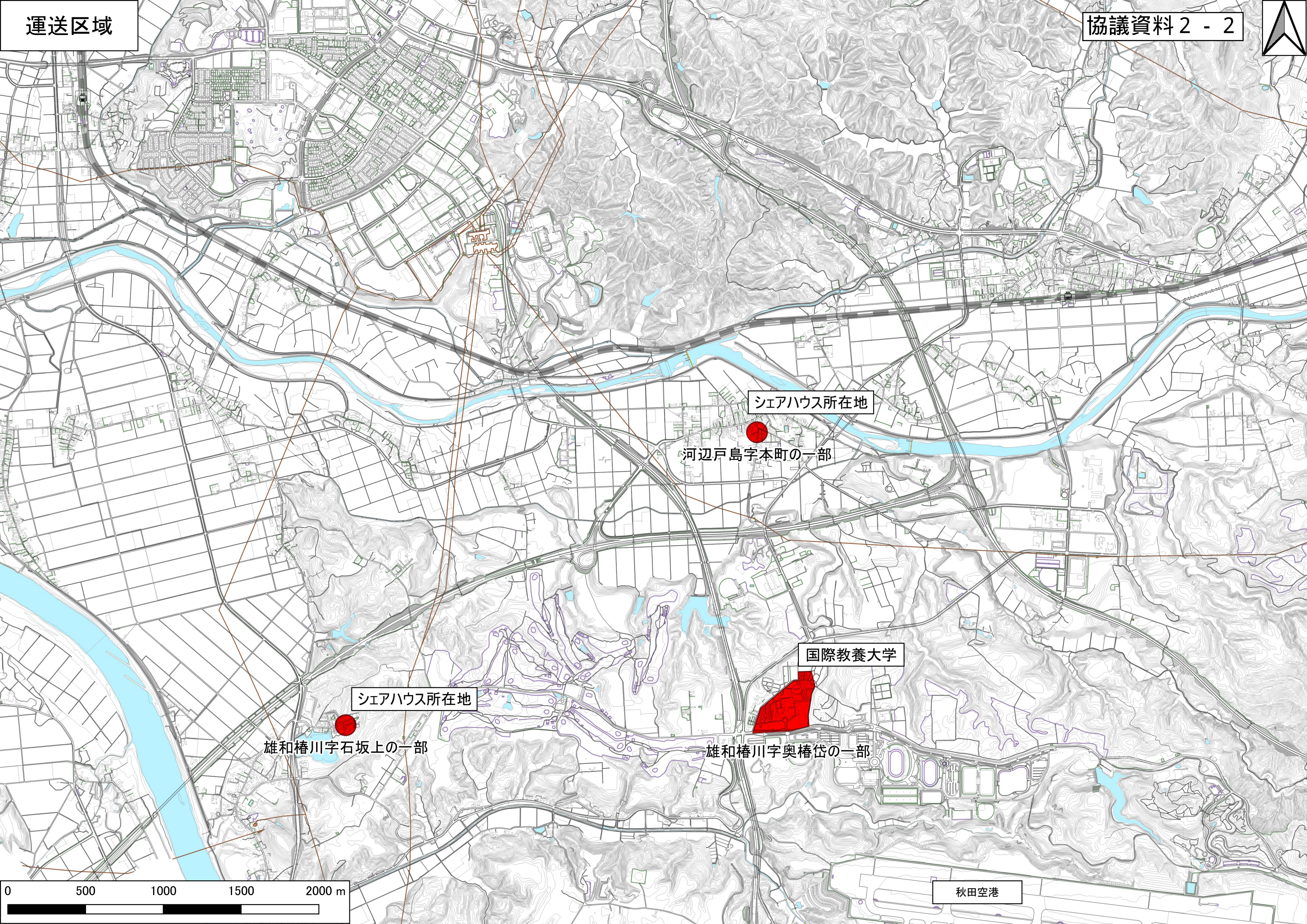
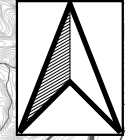
- 基本的な運送の対価の算出方法は以下の通りです。

距離	運送の対価	備考
0~7km 未満	180円	
7~8km未満	225円	
8~9km未満	270円	
9~10km未満	315円	
10~11km未満	360円	
11~12km未満	405円	

12~13km未満	450円	
13~20km未満	500円	
20~21km未満	650円	
以後1km毎に	150円加算	

* 2人乗車の場合でタクシー運賃の約8割を超過しない想定で設定したものです。

- 上記に加えて、深夜帯割増を設定します。
 - 深夜帯割増
 - 大学に乗り入れている国際教養大学線の最終便到着時刻(22:25)から、翌日の始発便出発時刻(8:00)までの間に適用し、割増率は2割とします。



シェアハウス所在地

河辺戸島字本町の一部

国際教養大学

シェアハウス所在地

雄和椿川字石坂上の一部

雄和椿川字奥椿岱の一部

秋田空港

0 500 1000 1500 2000 m